

# 青森県障害福祉サービス実施計画 (第5期計画)等の策定方針等について

平成29年10月  
障害福祉課

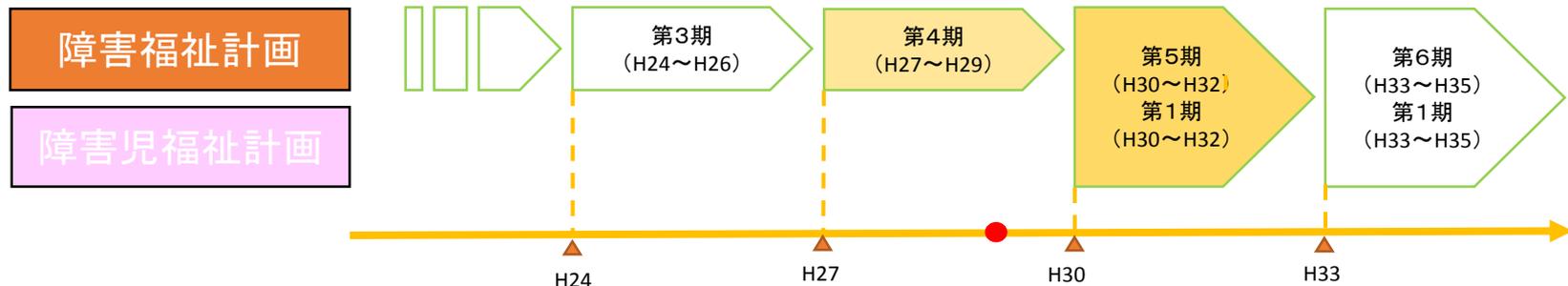
# 青森県障害福祉サービス実施計画(第5期計画)等の策定について

## 1. 策定根拠

- 障害者総合支援法第89条第1項の規定により、**都道府県は**、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する**計画(都道府県障害福祉計画)**を定めることとされている。
- また、児童福祉法第33条22第1項の規定(平成30年4月施行)により、**都道府県は**、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する**計画(都道府県障害児福祉計画)**を定めることとされている。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、**都道府県障害福祉計画と都道府県障害児福祉計画は、一体のものとして作成することができる**とされている。

## 2. 策定期等

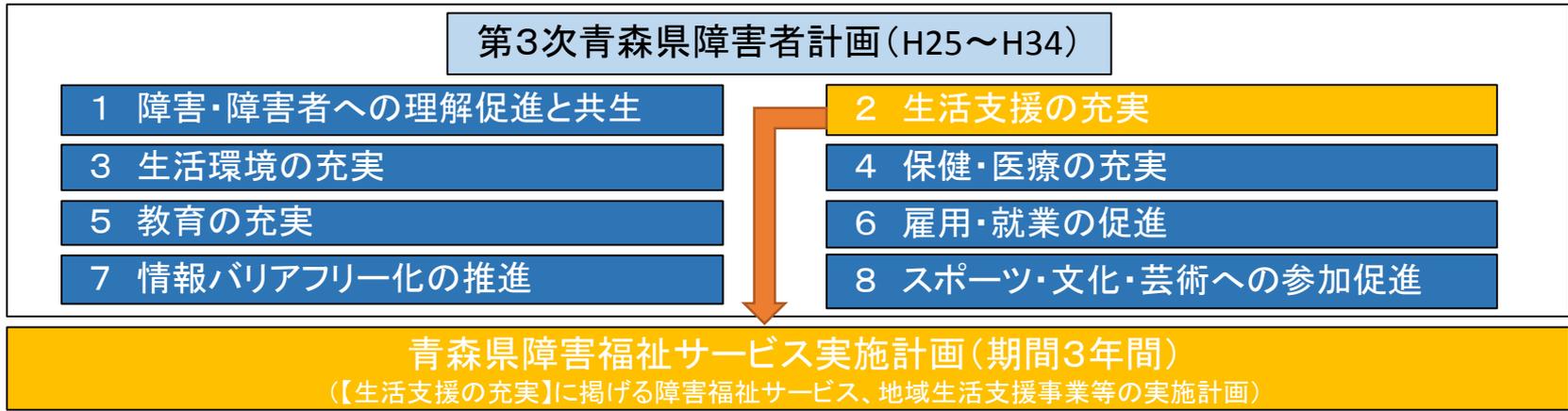
- 現行の青森県障害福祉サービス実施計画(第4期計画)の期間は平成27年度から平成29年度の3年間。このため、**平成29年度中に第5期障害福祉計画を策定**する必要がある。
- また、平成30年度からの**第1期障害児福祉計画を策定**する必要がある。
- 第5期障害福祉計画の策定に当たっては、**障害児福祉計画と一体のものとして策定**する。



# 青森県障害福祉サービス実施計画(第5期計画)等の策定について

## 3. 障害者計画と障害福祉計画の関係

- 障害者計画は、障害者基本法第11条第2項の規定により、都道府県は、障害者基本計画(国策定)を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における**障害者のための施策に関する基本的な計画(都道府県障害者計画)**を策定しなければならないとされている(中長期の計画)。
- 障害福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付け。
- 法律では「障害福祉計画」となっているが、本県では「障害者計画」と混同しないよう「障害福祉サービス実施計画」としている。



障害者計画	国	障害者基本計画 (H5~H14)	第2次障害者基本計画 (H15~H24)	第3次障害者基本計画 (H25~H29)	第4次障害者基本計画 (H30~H34)※検討中	
	県	障害者対策に関する新青森県 長期行動計画(H5~H14)	新青森県障害者計画 (H15~H24)	第3次青森県障害者計画 (H25~H34)※概ね5年後に見直し		
障害福祉計画	国	基本指針 策定				
	県	第1期 (H18~H20)	第2期 (H21~H23)	第3期 (H24~H26)	第4期 (H27~H29)	第5期 (H30~H32)

# 青森県障害福祉サービス実施計画(第5期計画)等の策定について

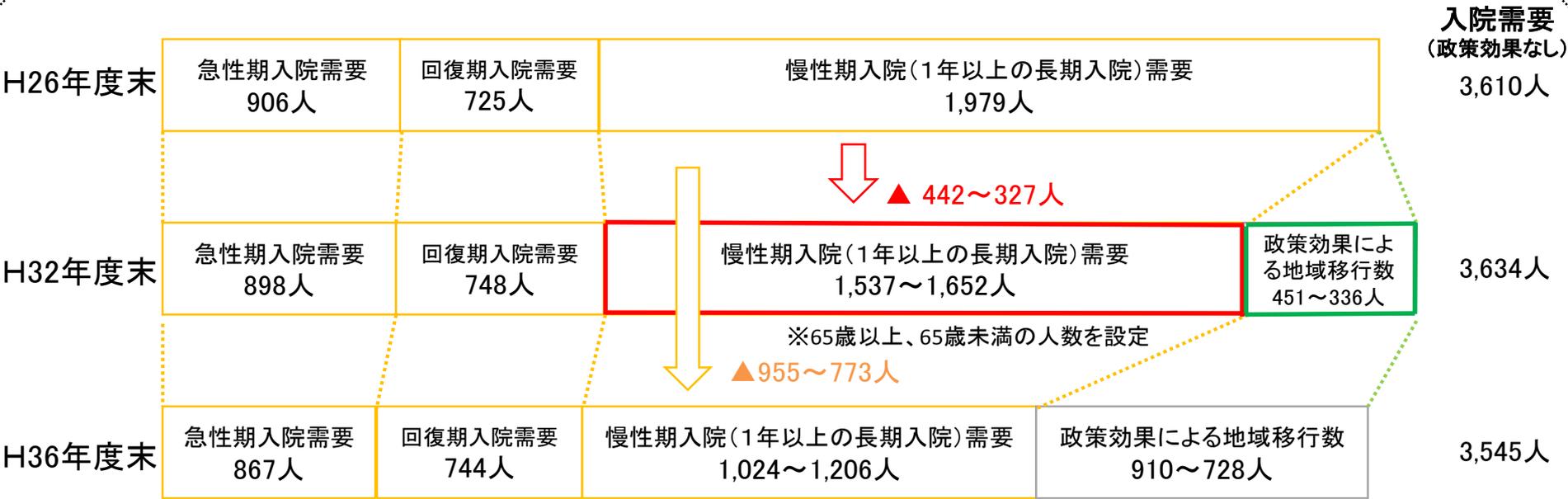
## 4. 第4期計画と第5期計画等における国の基本指針の成果目標の対比

第4期計画基本指針の成果目標 ※平成29年度の数値目標設定	第5期計画等基本指針の成果目標 ※平成32年度の数値目標設定
<p><b>①福祉施設の入所者の地域生活への移行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の<u>12%以上</u>が地域生活へ移行</li> <li>平成29年度末の施設入所者数を、平成25年度末時点から<u>4%以上</u>削減</li> </ul>	<p><b>①福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の<u>9%以上</u>が地域生活へ移行</li> <li>平成32年度末の施設入所者数を、平成28年度末時点から<u>2%以上</u>削減</li> </ul>
<p><b>②入院中の精神障害者の地域生活への移行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度における入院後3か月時点の退院率<u>64%以上</u></li> <li>平成29年度における入院後1年時点の退院率<u>91%以上</u></li> <li>平成29年6月末時点の1年以上の長期在院者数を平成24年6月末時点から<u>18%以上</u>削減</li> </ul>	<p><b>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置</li> <li>平成32年度における入院後3か月時点の退院率<u>69%以上</u></li> <li>平成32年度における入院後6か月時点の退院率<u>84%以上</u></li> <li>平成32年度における入院後1年時点の退院率<u>90%以上</u></li> <li>平成32年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を国の掲げる式により算出し設定 (全国でH26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人の減)</li> </ul>
<p><b>③地域生活支援拠点等の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備</li> </ul>	<p><b>③地域生活支援拠点等の整備【継続】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備</li> </ul>
<p><b>④福祉施設から一般就労への移行等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度の一般就労への移行者が、平成24年度移行実績の<u>2倍以上</u></li> <li>平成29年度の就労移行支援事業の利用者数が、平成25年度の<u>6割以上</u>増加</li> <li>就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業者が全体の5割以上</li> </ul>	<p><b>④福祉施設から一般就労への移行等【一部追加】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度の一般就労への移行者が、平成28年度移行実績の<u>1.5倍以上</u></li> <li>平成32年度の就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度の<u>2割以上</u>増加</li> <li>就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業者が全体の5割以上</li> <li>就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を<u>8割以上</u></li> </ul>
	<p><b>⑤障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置</u> (圏域での設置可)</li> <li>保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村に構築</li> <li>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所以上確保(圏域での確保可)</li> <li>医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置 (各市町村の設置は圏域での設置可)※平成30年度末まで</li> </ul>

④の福祉施設とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)を行う事業所

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定（青森県）

- 政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定



## 平成36年度末(2025年)までの政策効果の見込みの内訳

政策	地域移行する長期入院患者数の見込み(政策効果)	
① 地域移行を促す基盤整備	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)以外(長期入院患者(認知症除く)の30~40%)	553~415人
② 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)の25~30%	250~241人
③ 認知症施策の推進	認知症による長期入院患者の13~19%	107~72人

合計 910~728人

# 成果目標と障害福祉サービスの見込量（活動指標）との関係

## （成果目標）

### ①施設入所者の地域生活への移行

#### 【地域生活移行者の増加】

平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。

#### 【施設入所者の削減】

平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】

全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

#### 【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】

全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

#### 【精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）】

平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

#### 【精神病床における早期退院率】

- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後6か月時点の退院率を84%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を90%以上とする。

### ③障害者の地域生活への支援

#### 【地域生活支援拠点の整備】

各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

### ④福祉施設から一般就労への移行

#### 【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。

#### 【就労移行支援事業の利用者の増加】

平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。

#### 【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】

就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

#### 【職場定着率の増加】

就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

#### 【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する（圏域での設置も可）。
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

#### 【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域での確保も可）。

#### 【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける（市町村は圏域での設置も可）。

## （活動指標）

### （都道府県・市町村）

- 訪問系サービス（居宅介護等）利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

### （都道府県・市町村）

- 訪問系サービス（居宅介護等）利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数

### （都道府県・市町村）

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型・就労継続支援B型）から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

### （都道府県）

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導する福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導する福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数

### （都道府県・市町村）

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

### （都道府県）

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

### （都道府県・指定都市）

- 発達障害者支援地域協議会の開催
- 発達障害者支援センターによる相談支援
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

# 青森県障害福祉サービス実施計画(第5期計画)の策定等について

## 5. 第5期計画の方向性

### 国の基本指針

#### 成果目標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1)平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行
- (2)施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減

#### 成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (3)保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- (4)入院後3か月時点の退院率を69%以上
- (5)入院後6か月時点の退院率を84%以上
- (6)入院後1年時点の退院率を90%以上
- (7)精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を国の掲げる式により算出し設定

#### 成果目標③ 地域生活支援拠点等の整備

- (8)各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備

#### 成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

- (9)福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度移行実績の1.5倍以上
- (10)就労移行支援事業の利用者数を平成28年度の2割以上増加
- (11)就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上
- (12)就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上

#### 成果目標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- (13)児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置(圏域での設置可)
- (14)各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- (15)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所以上確保(圏域での確保可)
- (16)医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(各市町村の設置は圏域での設置可) ※平成30年度末まで

### 本県の状況

施設入所者数(H28) 2,530人  
(1)移行者数  $2,530人 \times 9\% = 228人$   
(2)削減後の施設入所者数  
 $2,530人 \times 98\% = 2,479人 (\Delta 51人)$

(3)県は設置(保健所)  
(4)3か月時点退院率(H28) 60.0%  
(5)6か月時点退院率(H28) 83.1%  
(6)1年時点退院率(H28) 90.0%  
(7)長期入院患者数(H28)2,087人  
【国の式で算出】1,537人~1,652人  
※関連する計画  
医療計画、介護保険事業支援計画

(8)設置なし

(9)移行者数  $125人(H28) \times 1.5 = 188人$   
(10)利用者数  $338(H28) \times 1.2 = 406人$   
(11)就労移行率3割以上 (H28)25.6%  
(12)※H30年4月からの新サービス

(13)児童発達支援センター設置 4市  
※児童発達支援事業所設置 14市町  
(14)保育所等訪問支援事業所設置 7市町  
(15)重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 3市  
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所 5市町  
(16)県はH28に情報交換会を実施

# 青森県障害福祉サービス実施計画(第5期計画)の策定について

## 6. 第5期計画の構成案

※現行の第4期計画の構成を継承しつつも、障害児福祉計画の内容を盛り込み作成

### 1 はじめに

- ・基本的理念等(計画の趣旨、基本理念、法令根拠など)
- ・計画の期間
- ・区域(圏域)の設置
- ・点検・評価(PDCAサイクル)による計画の検証



- ・基本指針や本県の状況を踏まえ記載
- ・年1回状況調査・評価

### 2 障害保健福祉の現状

- ・各障害者手帳所持者の状況、精神障害者の入退院の状況
- ・障害福祉サービス等の体系
- ・障害福祉サービス事業所の指定状況
- ・第4期計画の障害福祉サービスの進捗状況(各サービスについて、年度別・圏域別に掲載)
- ・雇用・就労の状況(特別支援学校卒業者の進路状況、障害者雇用の状況など)



- ・本県の状況等について記載
- ・関係機関等(教育委員会・労働局・事業者)に照会

### 3 成果目標と推進方策

- ・5本柱(施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等)における16項目の成果目標を設定



- ・基本指針や本県の状況等を踏まえ設定

### 4 成果目標達成のための活動指標

- ・各サービスの計画期間の年度ごとのサービス見込量
- ・指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- ・就労継続支援(B型)事業所における目標工賃



- ・各市町村の見込みの積み上げや、本県の取組の状況を踏まえ設定

### 5 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の育成

- ・障害福祉サービス事業所の支援体制の整備、資質向上を図る研修など



- ・本県の取組の状況を踏まえ記載

### 6 地域生活支援事業

- ・県及び市町村が行う地域生活支援事業の取組状況及び実施の見込み



- ・本県及び市町村の取組の状況を踏まえ記載

### 7 教育行政・雇用行政等における障害者の就労に向けた取組

- ・関係機関(教育・就労分野)との連携した取組など



- ・本県の状況を踏まえ記載

# 青森県障害福祉サービス実施計画(第5期計画)の策定について

## 7. スケジュール(案)

- |        |   |
|--------|---|
| 6月14日  | 市町村担当者説明会   |
| 7月12日  | 市町村障害福祉サービス見込量等調査<br>(市町村計画の成果目標、障害福祉サービスの実績・見込量) |
| 9月11日  | 市町村障害福祉サービス見込量等調査の回答                              |
| 10月上旬  | 市町村に調査内容のヒアリング                                    |
| 10月19日 | 青森県障害者施策推進協議会 ①<br>(第4期計画の点検・評価、第5期計画の策定について)     |
| 10月    | 関係機関(教育、労働関係)への照会                                 |
| 12月    | 青森県障害者施策推進協議会 ②<br>(第5期計画素案(精査前数値を記載した全体像)について審議) |
| 12月~1月 | パブリックコメント   |
| 2月     | 青森県障害者施策推進協議会 ③<br>(第5期計画原案について審議)                |
| 3月     | 第5期計画の決定  |